

その他の水質測定結果の概要

1 全窒素及び全リン

富栄養化の原因物質といわれる窒素、リンについて、河川30水域36地点、湖沼4水域8地点、海域5水域7地点で測定を行った。

河川では、御祓川、浅野川、市ノ瀬用水の水域において他の河川等と比較して高い値を示している。また、海域では、泊地出口の地点において全窒素、全リンとも高い値を示している。

測定結果は参考資料5（P75）に示す。

2 特殊項目（銅、亜鉛）

銅、亜鉛については梯川水系を中心に河川13水域21地点で測定を行っている。最大値及び平均値が最も高かった地点は銅、亜鉛ともに主谷川合流点下流であり、最大値は銅が0.50mg/L、亜鉛が2.2 mg/L、平均値は銅が0.21mg/L、亜鉛が1.1 mg/Lであった。

測定結果は、参考資料6（P77）に示す。

3 その他の項目（陰イオン界面活性剤）

陰イオン界面活性剤については、河川13水域13地点、湖沼1水域1地点、海域1水域1地点で測定を行った。生活排水が多く流入する御祓川の最大値は0.93mg/L、平均値は0.42mg/Lと他の測定地点より高い値を示している。

測定結果は、参考資料7（P78）に示す。

4 海水浴場

県内の主要22海水浴場（年間延べ利用者数、概ね1万人以上）について、遊泳期間前及び遊泳期間中にそれぞれ2日ずつ計8回（1日に午前、午後の2回）水質測定を行った。その結果、遊泳期間前については、県内全ての水浴場（22）で、良好な水質である「水質AA」及び「水質A」にランクされた。また、遊泳期間中については、「水質AA」及び「水質A」にランクされた水浴場は19、遊泳可能な水質である「水質B」は3水浴場で、「不適」の水浴場はなかった（表 - 6 - 1 , 2）。なお、水浴場の水質判定基準は表 - 7のとおりである。

表 - 6 - 1 海水浴場水質調査結果（遊泳期間前）

海水浴場名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
塩屋海水浴場	B	A	A	AA	A
片野海水浴場	A	A	A	AA	A
橋立海水浴場	A	B	AA	A	AA
安宅海水浴場	A	A	A	A	AA
根上グリーンビーチ海水浴場	A	A	AA	A	A
小舞子海水浴場	A	A	A	A	A
徳光海水浴場	A	A	AA	A	A
内灘海水浴場	B	AA	AA	B	A
大崎海水浴場	AA	AA	AA	AA	AA
白尾海水浴場	A	AA	AA	A	A
恵比寿海水浴場	A	AA	AA	AA	AA
高松町営海水浴場	A	A	-	-	-
高松北部海水浴場	A	AA	AA	B	A
今浜海水浴場	AA	AA	AA	A	A
出浜海水浴場	A	A	AA	A	A
千里浜海水浴場	A	AA	AA	A	A
柴垣海水浴場	AA	AA	AA	A	A
大島海水浴場	A	AA	AA	A	A
増穂浦海水浴場	A	A	AA	AA	A
八ヶ崎海水浴場	AA	AA	AA	A	A
袖ヶ浜海水浴場	B	AA	A	B	A
見附海水浴場	B	B	B	B	A
鉢ヶ崎海水浴場	A	B	AA	A	A

表 - 6 - 2 海水浴場水質調査結果（遊泳期間中）

海水浴場名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
塩屋海水浴場	A	A	A	B	A
片野海水浴場	B	A	AA	A	A
橋立海水浴場	A	B	A	B	B
安宅海水浴場	A	A	AA	A	B
根上グリーンビーチ海水浴場	A	A	A	A	A
小舞子海水浴場	B	A	A	B	A
徳光海水浴場	B	AA	B	B	A
内灘海水浴場	B	A	A	A	AA
大崎海水浴場	AA	AA	AA	A	A
白尾海水浴場	AA	AA	A	B	AA
恵比寿海水浴場	AA	AA	A	B	AA
高松町営海水浴場	A	A	-	-	-
高松北部海水浴場	A	AA	A	B	A
今浜海水浴場	AA	A	A	B	A
出浜海水浴場	A	AA	A	B	A
千里浜海水浴場	A	A	A	A	A
柴垣海水浴場	AA	AA	AA	A	A
大島海水浴場	AA	AA	AA	A	A
増穂浦海水浴場	AA	A	A	A	A
八ヶ崎海水浴場	AA	AA	A	A	A
袖ヶ浜海水浴場	AA	AA	AA	B	AA
見附海水浴場	A	A	B	A	B
鉢ヶ崎海水浴場	B	A	B	A	A

海水浴場水質測定地点図



表 - 7 - 1 水浴場の水質判定基準（旧基準・平成9年度まで適用）

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	
適	水質	不検出 〔 検出限界 2個/100mL〕	油膜が認めら れない	2 mg/L以下 (湖沼 3 mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	AA 水質	100 個/100mL以下	油膜が認めら れない	2 mg/L以下 (湖沼 3 mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	A 水質	1,000 個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	上記以外	上記以外
	B 水質	1,000 個/100mL を越えるもの	常時油膜が認 められる	_____	_____

（備考） 「適」な水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によつて「水質AA」、「水質A」あるいは「水質B」を判定する。

各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。

各項目のすべてが「水質A」である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。これら以外のものを「水質B」（水質が適当な水浴場）とする。

表 - 7 - 2 水浴場の水質判定基準（新基準・平成10年度から適用）

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	
適	水質	不検出 〔 検出限界 2個/100mL〕	油膜が認めら れない	2 mg/L以下 (湖沼 3 mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	AA 水質	100 個/100mL以下	油膜が認めら れない	2 mg/L以下 (湖沼 3 mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	A 水質	400 個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L以下	水深 1 m未満～ 5.0 cm以上
可	B 水質	1,000 個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L以下	水深 1 m未満～ 5.0 cm以上
	C 水質	1,000 個/100mL を越えるもの	常時油膜が認 められる	8 mg/L超	5.0 cm未満

（備考） 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によつて「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。

各項目のすべてが「水質A」である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。

各項目のすべてが「水質B」である水浴場を「水質B」とする。

これら以外のものを「水質C」とする。